

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 災害想定の概要

ア 地震・津波

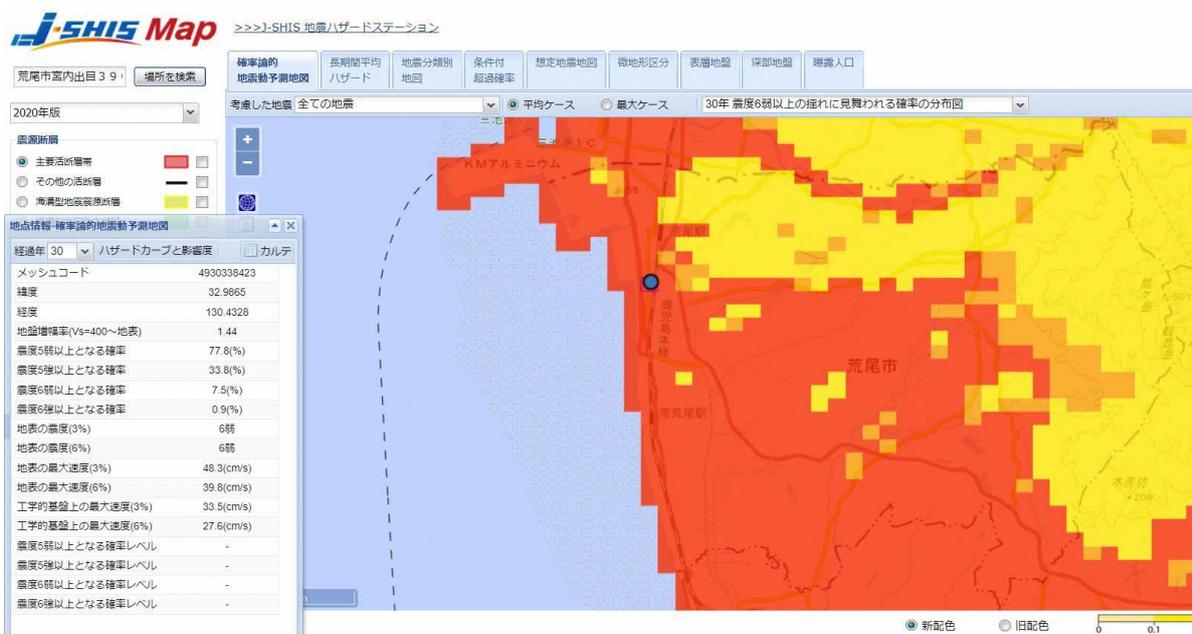
熊本県内には、日本の主な活断層の中でも今後30年の間に大規模地震が発生する可能性が高いグループに属している『布田川・日奈久断層帯』や、やや高いグループに属している『人吉盆地南縁断層帯』、『雲仙断層群』等、多くの活断層が分布しており、中でも『布田川・日奈久断層帯』、『雲仙断層群』の影響が大きいものと予想され、平成28年の熊本地震の際には、本市でも最大震度5弱を観測している。

本市に大きな影響を及ぼす主要活断層としては、「雲仙断層群」があり、これに加え、今後30年間に高確率で発生すると言われている『南海トラフ地震』や『日向灘沖地震』についても、その想定される規模の大きさから本市への影響は多大であると想定される。

地震ハザードステーションの防災地図によると、本市における震度6弱以上の地震が発生する確率は今後30年間で7.5%と予想されている。

津波については、『雲仙断層帯』、『布田川・日奈久断層帯』、『南海トラフ』を震源とする地震に伴い、本市南部沿岸部での発生が想定されているが、対象地域は小規模河川沿いの田園地帯が広がるエリアである。

「30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率の分布図」



地震ハザードステーション (J-SHIS) より

## 津波浸水想定区域



## イ 風水害等

○本市を含む九州北部地域は、例年6月上旬～7月下旬が梅雨時期となり、特に7月以降はまとまった雨が降ることが多く、近年は他地域と同様にゲリラ豪雨の回数が増えており、市内では道路が冠水するところも出ている。

○当市にはいくつかの小規模河川が流れている他、複数の大規模ため池が存在しており、まとまった雨が降った後には河川の氾濫及びため池の決壊が心配され、決壊までは至らない場合でもため池周辺道路が冠水するなどの影響が出ている。

令和2年7月豪雨の際には市内を流れる『関川』が氾濫して大きな被害が出た他、ため池周辺でも道路が冠水し、市内至る所で通行止めが発生。

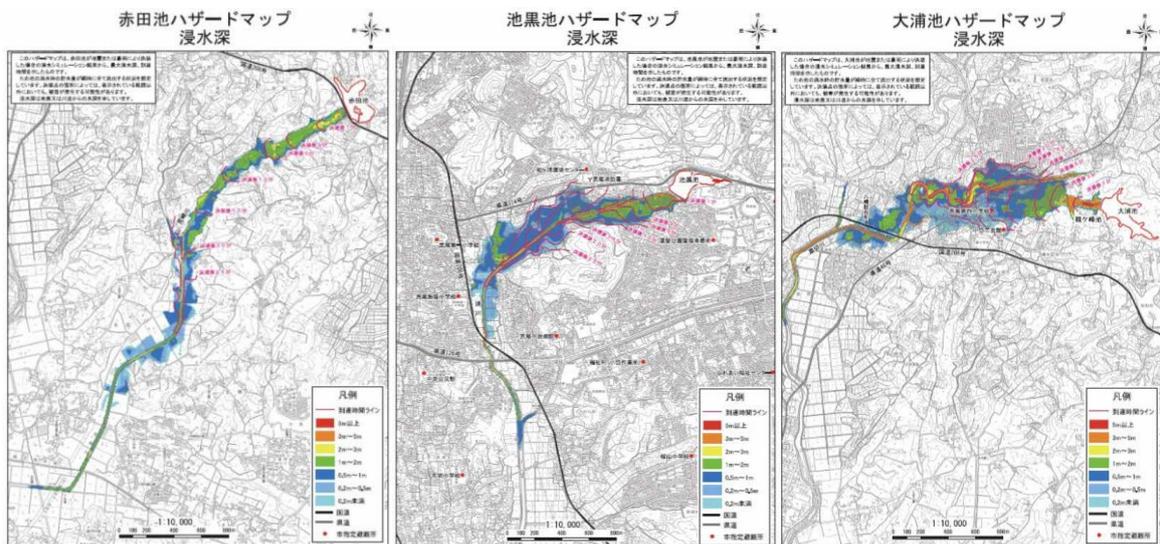
令和3年8月にも年間降水量の約半分に相当する雨量を記録するなど、大雨被害が頻繁に起きている。○台風に関しては、台風が九州西岸に接近もしくは上陸して北上する場合には風雨共に強まり、満潮時刻等には沿岸地域で高潮の危険性が高まるが、九州の東側を進む場合は、風は若干弱まり、大雨の影響が大きくなる傾向にある。

## 河川水位と防災情報

河川水位と防災情報の関係性					
※洪水浸水想定区域内にお住まいの方は特に市からの情報に注意してください。					
		関川	浦川	粟切川	
堤防	▼ 堤防を越える				
	▼ 氾濫危険水位	氾濫のおそれがある水位	6.15m	3.92m	3.49m
	▼ 避難判断水位	住民の避難の参考となる水位	-	3.63m	2.2m
	▼ 氾濫注意水位	住民が避難行動の準備を行う目安となる水位	4.87m	3.31m	2.2m
	▼ 水防団待機水位	水防団が待機を始める水位	3.05m	3.26m	1.06m

荒尾市防災マップより

## ため池ハザードマップ



### ウ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

### ②過去に発生した災害による被災状況等

#### ア 地震

- ・平成28年4月14日夜及び4月16日未明に相次いで熊本地方を震源とした最大震度7の地震が2回、6弱の地震が3回発生した。
- ・荒尾市では、4月14日夜に震度4、4月16日未明に震度5弱を計測し、平成28年4月17日午前1時15分時点で19箇所の避難所を開設して対応しており、最大1,025人が避難した。
- ・家屋への被害も発生しており、一部損壊の被害判定を受けた88棟へ罹災証明書が発行された。(令和元年5月31日時点)

## 熊本地震を忘れないで!

平成28年熊本地震は、観測史上初めて、同一地域において震度7の地震がわずか28時間の間に2度発生しました。震度1以上の地震回数は、4,400回を上回っています(平成30年4月30日時点)。このような地震活動の長期継続により、避難の長期化や車中泊などの避難所外避難者の増加を招きました。

### ◆荒尾市における熊本地震の被害

市内指定避難所19箇所を開設して対応しました。避難者は1日最大で1,025名となりました。荒尾市において、熊本地震の住家被害を認定するために発行した罹災証明書の発行件数は、88件でした。

		前震	本震
発生日付		平成28年4月14日 21時26分	平成28年4月16日 1時25分
震央地名		熊本県熊本地方	同左
地震の規模		M6.5	M7.3
震度6弱 以上を 観測した 県内自治体	震度7	益城町	益城町、西原村
	震度6強	なし	熊本市、菊池市、宇土市、 宇城市、合志市、大津町、 嘉島町、南阿蘇村
	震度6弱	5市町村	11市町村
荒尾市の震度		震度4	震度5弱

### ◆人的被害・住家被害の状況(平成31年2月13日時点)

人的被害	人数	住家被害	被害棟数
死者	270人	全壊	8,657棟
重軽傷者	2,737人	半壊	34,493棟
		一部損壊	155,028棟
		計	198,178棟

### ◆熊本県内の被害額(平成28年9月14日時点推計)

熊本県内の被害額は3兆7,850億円で、最も高額な項目は建築物(住宅関係)の2兆377億円でした。その次は、商工関係の8,200億円、公共土木施設の2,685億円と続きます。

(熊本地震デジタルアーカイブより)



【出典:熊本地震デジタルアーカイブ】



【提供者:熊本大学】  
【出典:熊本地震デジタルアーカイブ】



【提供者:京都消防局】  
【出典:熊本地震デジタルアーカイブ】

## イ 風水害

- 令和2年7月3日から7月31日にかけて、熊本県を中心に九州や中部地方で集中豪雨が発生した。
- 荒尾市では令和2年7月5日から7月12日にかけて断続的に雨が降り続き、累加雨量は948mmを計測(荒尾市役所設置雨量計より)し、同期間に「高齢者等避難開始・避難準備情報」及び「避難勧告」がそれぞれ2回発令された。
- 市内の至る所で道路冠水や土砂崩れ、道路崩落が発生した他、家屋等については大規模半壊～一部損壊等352件の罹災証明が発行された。

### 〈令和2年7月豪雨における主な被害状況〉(令和3年3月31日時点)

- 大規模半壊 6棟
- 中規模半壊 8棟
- 半壊 101棟
- 準半壊 19棟
- 一部損壊 153棟
- 非住家 27棟 等

(2) 商工業者の状況（平成30年現在、荒尾商工会議所調査）

- ・商工業者等数 1,378者
- ・小規模事業者数 1,194者

【内訳】

	建設業	製造業	卸・小売業	宿泊・飲食 サービス業	生活関連サ ービス・娯楽業	その他	合計
商工業者数	282	129	373	142	136	316	1,378
構成比	20.5%	9.4%	27.1%	10.3%	9.9%	22.8%	
小規模 事業者数	280	105	287	139	128	255	1,194
小規模事業 者構成比	23.5%	8.8%	24.0%	11.6%	10.7%	21.4%	

- ・製造業は鉄工団地・産業団地付近に集中している。
- ・飲食業については、グリーンランド周辺がやや多いものの、市内各所に点在している。
- ・その他の業種については、市内各所に点在している。

(3) これまでの取組み

1) 荒尾市の取組み

- ・令和3年3月「荒尾市防災情報伝達システム」の整備が完了、令和3年4月から本格運用開始
- ・本システムでは、災害発生時における防災情報・避難情報の一元的な発信が出来、連携媒体として、登録制メール・防災アプリ・屋外拡声子局・戸別受信機など
- ・荒尾市総合防災訓練を毎年実施、防災関係機関との連携体制を構築
- ・その他、荒尾市総合防災ハザードマップ改訂や防災備蓄品（ヘルメット、ヘッドライト、水等）の購入、防災倉庫の設置等を実施

2) 当所の取組み

- ・事業者BCPに関する国の施策やセミナーの周知  
各種会議、巡回・窓口相談時に関係資料を配布
- ・日本商工会議所・熊本県火災共済協同組合等と連携した損害保険への加入促進  
日本商工会議所の各PL保険制度、情報漏洩賠償責任保険制度、業務災害補償プラン、休業補償プランについて各損害保険会社と連携、また、熊本県火災共済協同組合と連携し、小規模事業者へ火災・地震保険等の加入促進を実施
- ・荒尾市と「災害時における支援に関する協定書」を締結
- ・防災備蓄品の備蓄（ヘルメット、ヘッドライト、水等）

II 課題

新型コロナウイルス感染症対策については、国・県等の対策マニュアルが浸透し、各種補助制度もあって対応出来ているように思われるが、未知のウイルス感染症等が発生した時には対応に相当程度の期間が必要になるものと思われる。

また、大規模災害発生時については、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が確保出来ていない。

更に、保険・共済の内容についても担当職員が一部説明出来る程度であり、人員体制が十分とは言えない。

また、小規模事業者においては、BCP策定の必要性が十分に理解されていないところが多く、必要性を感じていても計画策定にあたる人員がいらないため、取り掛かれないというのが実態である。

### Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、リスクマネジメントの普及を図る。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症等が発生した際には速やかに拡大防止措置を行えるよう、平時から組織内における体制強化及び関係機関との連携体制構築に努める。
- ・管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

#### ＜ 独自の取組み目標 ＞

BCP作成セミナー及び個別相談会を開催するとともに、必要に応じて専門家派遣制度も活用しながらBCP計画策定の支援を行う。

また、計画策定がゴールとなることがないように、経営環境の変化に対応するための計画改訂等についてのフォローアップを実施する。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① セミナー等開催数	2回	2回	2回	2回	2回
② BCP策定数	6件	6件	10件	10件	10件

- ・その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### 〈 1. 事前の対策 〉

- ・本計画を基に役割分担、体制を整理し、自然災害等発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組み可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。  
(<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200827>)
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は令和3年度に事業継続計画を作成。（別添）

#### 3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ日本商工会議所推奨の東京海上日動火災保険株式会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況の確認
- ・荒尾市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

**5) 当該計画に係る訓練の実施**

- ・当所は市総合防災訓練に積極的に参加するとともに、当市を含めた2者の連絡ルートの確認等を行う。

**〈 2. 発災後の対策 〉**

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

**1) 応急対策の実施可否の確認**

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員のマスク着用・手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

**2) 応急対策の方針決定**

- ・当所と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、無理に出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の当所または当市の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

**【被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)】**

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れている」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が出来ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>・被害調査、経営課題の把握</li> <li>・復興支援策を活用するための支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れている」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>・被害調査、経営課題の把握</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の経営支援の範囲内での調査業務</li> </ul>

\*なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

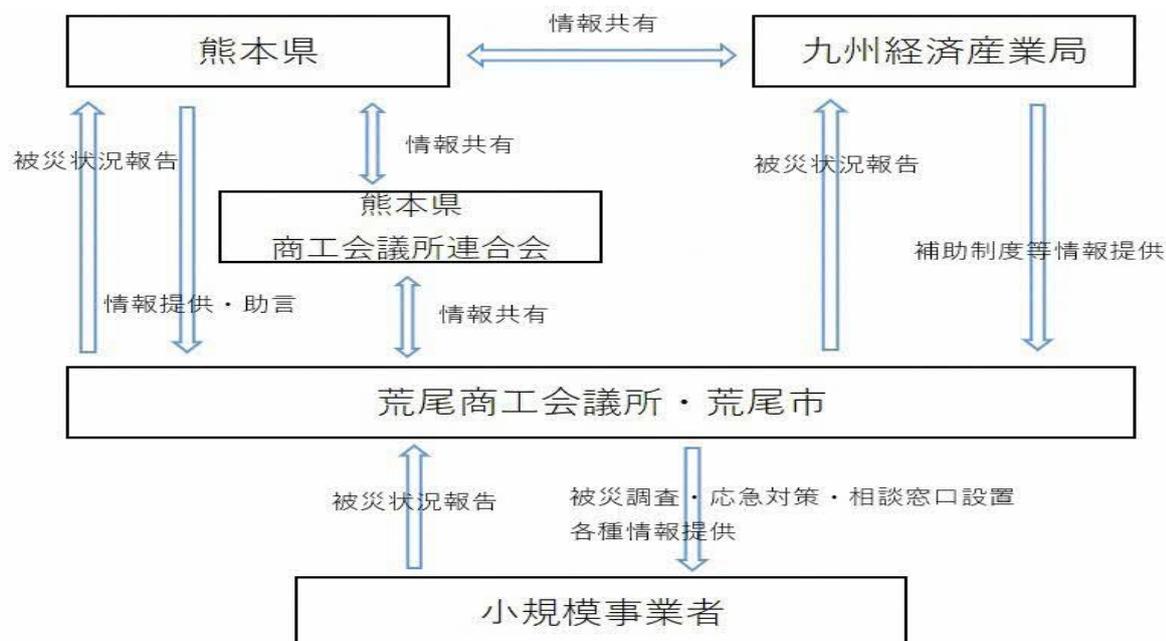
期間	情報共有する間隔
発災後 ～ 1週間	1日に2回（午前・午後）共有する
1週間 ～ 2週間	1日に1回（午後）共有する
2週間 ～ 1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市の感染症対策本部の対策を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

### 〈 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 〉

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。  
\*当所（専務理事、事務局長）と当市（産業建設部長、産業振興課長）が当市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定する。
- ・当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、熊本県商工振興金融課宛にメール又は電話にて、当所又は当市より報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当所又は当市より熊本県へ報告する。

#### ●指揮命令系統・連絡体制



#### 〈 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 〉

- ・当所は、臨時に対応出来る相談窓口の開設方法について当市と検討の上、地区内小規模事業者への周知を図る。(当所は、国からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

時間経過	被害調査の内容	確認方法
発災直後 ～ 2日程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否、人的被害の確認調査(生存、行方不明、負傷者等)</li> <li>・大まかな被害の確認調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員、議員、職員を対象に電話又はSNS等で確認</li> <li>・役員、議員、職員、商店振興会会長、被災区域の事業者を中心に電話又はSNS等で確認</li> </ul>
安全確認後 ～ 7日程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接被害の確認調査(非住家被害、商工被害)</li> <li>・間接被害の大まかな確認調査(再開可否、商品原材料調達状況、風評等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内小規模事業者を対象に巡回訪問によるヒアリングで確認</li> </ul>
安全確認後 ～ 14日程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営課題の確認調査(事業再開、資金繰り等)</li> <li>・間接被害の確認調査(売上減、経費増、風評被害等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談によるヒアリングで確認</li> </ul>

- ・応急時に有効な被災事業者支援施策(国・県・市の施策)について、地区内小規模事業者へ周知する。(会報、ホームページ、SNS、説明会等)
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当所・当市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の周知や相談窓口の設置等を行う。

#### 〈 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 〉

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度(融資制度、補助制度等)についても、国の機関や熊本県等を通じて当所・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。  
(上述の相談窓口、会報、ホームページ、SNS等を活用する。)

\*上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

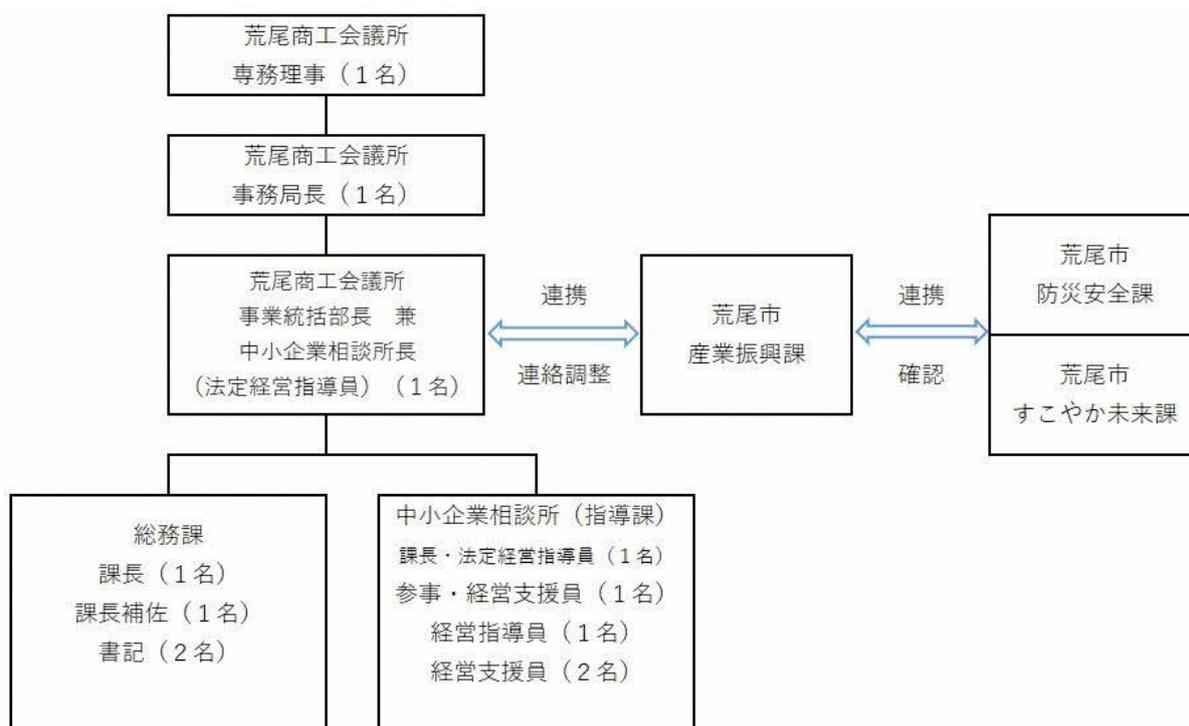
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 林下 潤 (連絡先は後述)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗状況、見直し等フォローアップ (年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

荒尾商工会議所 指導課 (中小企業相談所)

〒864-0054

熊本県荒尾市大正町1-4-5

TEL: 0968-62-1211 FAX: 0968-62-1216

E-mail: mail@arao-cci.or.jp

②関係市町村

荒尾市 産業建設部 産業振興課

〒864-8686

熊本県荒尾市宮内出目390

TEL: 0968-63-1432 FAX: 0968-63-1158

E-mail: sangyo@city.arao.lg.jp

\*上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
セミナー開催費	300	300	300	300	300
チラシ作成費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、熊本県補助金、荒尾市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等